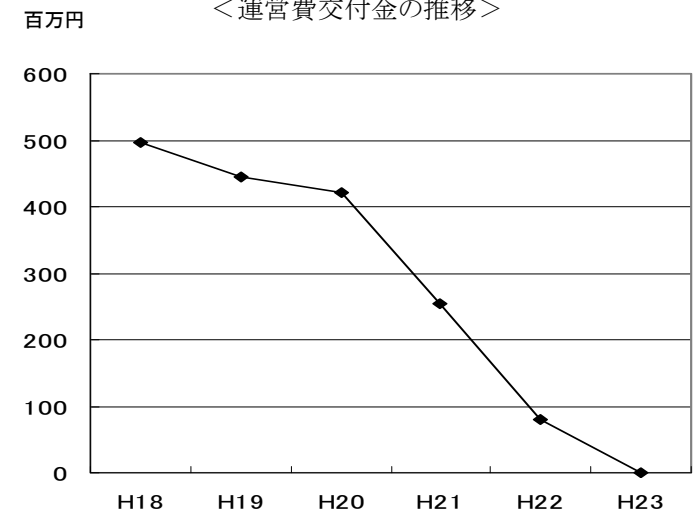


大学入試センター

- 設 置 昭和52年5月2日(平成13年4月1日に独立行政法人へ移行 平成18年4月1日に非公務員化)
- 目 的 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学が共同して実施する試験(大学入試センター試験)に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資する。
- 経 緯 昭和52年5月 国立学校設置法の改正により大学入試センターが設置され、共通第1次学力試験の準備を開始
昭和54年1月 第1回共通第1次学力試験を実施
昭和63年5月 国立学校設置法の改正により、所掌事務が変更され、大学入試センター試験の一括処理業務を担当する機関として位置付けられるとともに、新たに大学情報提供業務が付加された。
昭和63年10月 ハートシステム(大学進学案内)の運用開始
平成2年1月 第1回大学入試センター試験の実施
平成13年4月 独立行政法人大学入試センター設立
平成15年8月 第1回法科大学院適性試験を実施
平成18年1月 第17回大学入試センター試験において、英語リスニングテストを実施
- 業 務 ①大学入試センター試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと
②大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと
③大学に入学を志願する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと
- 組 織 理事長 吉本 高志
〔平成22年4月1日〕 理 事 惣脇 宏
現在 監 事 齋藤 明(常勤) 宮 直仁(非常勤)
試験・研究統括官 柴田 洋三郎
運営審議会、総務企画部、事業部、研究開発部(3研究部門)
- 職 員 101人 [役員]理事長:1人 理事:1人 監事:2人(1人は非常勤)
〔平成22年4月1日〕 [その他常勤職員]97人
現在
- 平成23年度概算要求額 0千円(事業費 10,748,554千円)
- 所在地 東京都目黒区駒場2-19-23

＜運営費交付金の推移＞



大学入試センター試験

- 【現状】①大学入学志願者の高等学校における基礎的な学習の達成の程度を判定
 ②各大学が共同で実施。センターが法律の規定に基づき問題の作成および採点その他一括して処理することが適当な業務を実施。

(参考) 大学入試センター法 (平成11年法律第103号)

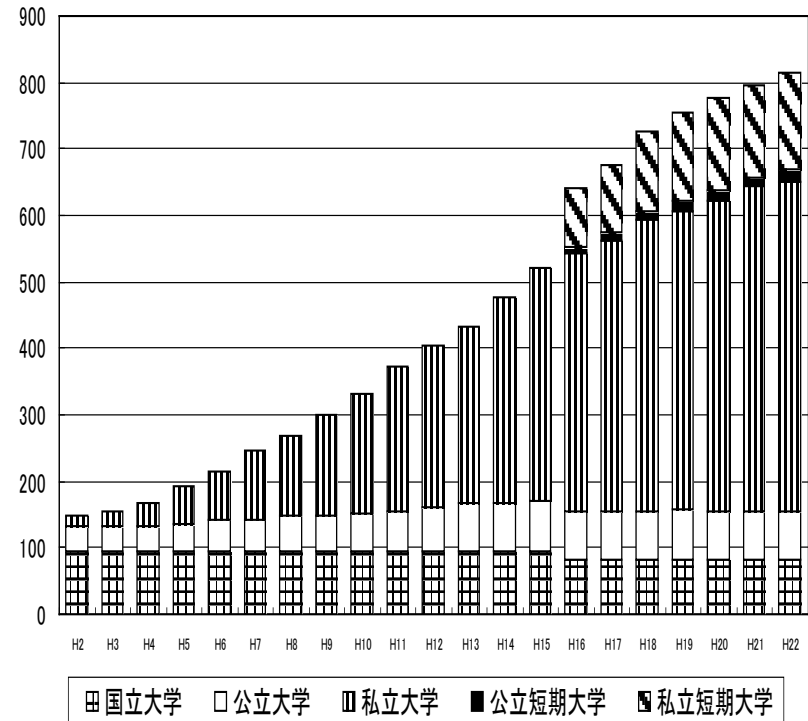
第3条 独立行政法人大学入試センターは、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資することを目的とする。

第13条 センターは、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと
- 二 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと
- 三 大学に入学を志願する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと

- 志願者数 553,368人(大学志願者の約7割)
- 参加大学数 651大学
 - 国立82、公立75(全国公立大学)
 - 私立494(私立の約85%)
- 160短期大学
 - 公立15、私立145
 - (公立の70%、私立の40%)
- 受験会場 725会場(国立178、公立75、私立403、その他69)
 - (会場設定大学数 国立81、公立68、私立372)
 - 公短3 私短2)
- 試験室 8,960試験室
- 試験監督者数等 約6万6千人(大学教職員)
- 試験問題作成者 658人(大学教員)

センター試験利用大学数・短大数



中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについての当初案

1. 事務・事業の見直し

<大学入試センター試験の実施>

- 毎年度着実に実施するとともに、高等学校の学習指導要領の改訂に確実に対応
- 更なる業務の効率化
 - ・印刷経費の削減や試験会場の集約等により更なる経費の削減を進める
 - ・随意契約の見直し等により更なる業務の効率化を進める

<入学者選抜に関する調査研究>

- センター試験の実施や大学入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化
- 法科大学院適性試験の終了

<入学志願者の進路選択に資する大学情報の提供>

- ハートシステム、ガイドブックについては廃止することとし、高校関係者など関係方面の意見を聞いた上で、その方法、時期等について検討

2. 組織の見直し

- 事業の見直しによる組織体制の整備
 - ・法科大学院適性試験を終了したことに伴い、要員の合理化、再配置を行う
 - ・情報提供事業の見直しに伴い、要員の合理化、再配置を行う
- センター試験に係る既存の会議体の体制や運営方法について参加大学の意見がより適切に反映されるよう見直し

3. 運営の効率化及び自律化の見直し

- 保有資産の見直し
 - ・現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について検討し、平成22年度中に結論を得る。
- 随意契約の見直し等により更なる業務の効率化
- センター試験参加大学の増加を図るための取組を行うとともに、適正な大学の負担のあり方について引き続き検討